

## 大口町行政経営会議設置要綱

### (設置)

第1条 総合計画の理念と改革方針に基づき、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、大口町行政経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 経営会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 行政経営方針及び行財政改革に関すること。
- (2) 重要施策及び複数の部局に関連する施策に関すること。
- (3) 推進室及びプロジェクトの設置に関すること。
- (4) 行政評価に関すること。
- (5) その他行政経営の推進に関すること。

### (組織)

第3条 経営会議は、町長、副町長及び教育長並びに部長及び参事で組織する。

2 経営会議の議長は町長をもって充て、副議長は副町長をもって充てる。

### (議長の職務)

第4条 議長は、会務を総理する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 経営会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 経営会議の議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (経営アドバイザー)

第6条 町長は、行政経営について専門的知識を有するものを、経営アドバイザーとして委嘱することができる。

### (庶務)

第7条 経営会議の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、経営会議の議事及び運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則 (平成18年6月30日 大口町告示第72号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町告示第22号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日 大口町告示第24号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 行政経営会議と政策審議室及び部長会について

### 1. 経過

政策審議室が、平成12年4月に組織改正の一環として設置された。

- ・構成 助役 収入役、教育長及び部長級職員
- ・職務 主管課が複数にまたがる施策を中心に検討を行い、その内容を各々が管理する部下へ指示を行う。

町長 ⇒ 政策審議室 … 方針や考え方を示す

政策審議室 ⇒ 担当課 … 施策立案の指示

担当課 ⇒ 政策審議室 … 施策の具体案の提案

- ・開催 毎週月曜日の午後4時から

平成13年4月に一年間の会議を踏まえて政策審議室の見直しが行われた。

- ・今年度の審議室については、別添の組織図に従って助役の指示により参事が進め、原則として午後5時からとする。
- ・各主管課が企画・実施する「新規・懸案事項・横断的事業」施策は、必ず政策審議室の論議を経て、助役及び町長の決裁を受けるものとする。

平成15年8月に政策審議室の課題を提起し、あり方について再協議した。

- ・全行政にかかる情報の共有を図る。
- ・町長の指示事項を調査し、関係課に情報を流す。
- ・政策審議室は、当面要領にしないで進める。
- ・会議 不定期開催 年間11回

部長会を平成16年10月から始めた。

- ・構成 町長・助役・教育長・部長
- ・議会と執行側との連携を密にするため、毎月、執行部で調整を行った上、委員会・全協の開催を依頼し、協議・報告する。
- ・開催 毎月10日まで 平成17年度から、年間予定表で開催日を指定。

経営ステップアップ会議を平成18年2月から始めた。

- ・構成 町長・助役・教育長・部長
- ・第6次総合計画に基づき、行政経営について協議する。

・5月に平成18年度各部課の経営方針を公表

## 2. 比較

設置目的及び役割の比較

政策審議室	主管課が複数にまたがる施策を中心に検討する 各主管課が企画・実施する「新規・懸案事項・横断的事業」 施策は、必ず政策審議室の論議を経る 全行政にかかる情報の共有
部長会	議会と執行側との連携を密にするため
経営ステップアップ会議	行政経営について協議

構成の比較

政策審議室	助役、(収入役)、教育長及び部長級職員
部長会	町長、助役、教育長、部長
経営ステップアップ会議	同上

開催日の比較

政策審議室	不定期（議題の依頼に応じて開催）
部長会	毎月1回
経営ステップアップ会議	不定期（2月から4月まで4回に開催）

## 3. 今後

行政経営会議の設置目的が、行政経営を推進することにあるため、本会議は、政策審議室・部長会・経営ステップアップ各会議の設置目的を網羅するものとした。さらに、個々の会議で審議されている内容も行政の中核課題であり、情報の共有にとどまらない。

しかし、構成員に町長を含むかどうかの違いがある。政策審議室での審議が決定事項にはならないが、各部長が忌憚のない意見を出し合って審議する場となっている。

以上のことから、**行政経営会議は部長会と経営ステップアップ会議を合わせ、定例的(当面毎月2回)に開催する。政策審議室については、必要に応じて随時開催、構成員は現行どおりとする。**